

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （案）

平成21年3月

八幡浜市

目 次

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 本計画の期間	1
第3節 本計画の位置付け	2
第4節 他の法令・計画との関係	3
第5節 一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価	5

第2章 地域の概要

第1節 人口の概況	6
第2節 産業の概況	8
第3節 将来計画等の概況	9

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の目標	10
第2節 ごみ処理の現状	11
1 処理対象ごみ	11
2 処理対象区域	13
3 収集・運搬の現況	13
4 中間処理	14
5 最終処分	14
6 ごみの性状	16
7 ごみの処理経費	17
第3節 ごみ発生量及び処理量の見込み	18
1 計画収集人口の推計	18
2 ごみ排出量の将来推計	19

3	ごみ処理に関する課題	21
第4節	ごみ減量・再生利用に関する目標	26
1	国の廃棄物処理法における基本方針	26
2	国の循環型社会形成推進基本計画	27
3	愛媛県廃棄物処理計画	28
4	本市の目標値	29
第5節	ごみの排出抑制のための方策に関する事項	30
1	目標達成のための体系	30
2	ごみの排出抑制と減量化の方策	31
3	ごみの資源化に係る方策	34
4	ごみ減量化及び資源化についての重点施策	37
第6節	将来ごみ量の計画値	38
第7節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	39
1	収集・運搬計画	39
2	中間処理計画	39
3	最終処分計画	42
第8節	ごみの処理施設の整備に関する事項	43
1	エネルギー回収推進施設の整備方針	43
第9節	その他のごみの処理に関し必要な事項	45
1	適正処理困難物等の対応方針	45
2	特別管理一般廃棄物の対応方針	45
3	廃棄物減量等推進審議会制度等の活用	46
4	不法投棄対策に関する事項	46
5	災害発生時における廃棄物処理の基本方針	47
6	地球温暖化防止に関する基本方針	47

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画策定の背景と目的

八幡浜市（以下、「本市」といいます。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 13 年 3 月に一般廃棄物の処理に関する長期的な計画である一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しました。

その後、廃棄物処理を取り巻く情勢は大きく変化しており、廃棄物処理施設整備事業においても、廃棄物処理施設整備費国庫補助制度が廃止され、循環型社会形成推進交付金制度が創設されるなど、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換が強く求められてきています。

特に、ごみの発生・排出の抑制は優先的に取り組むべき課題であり、市民・事業者・行政の三者が自らの役割を果たすことが求められています。

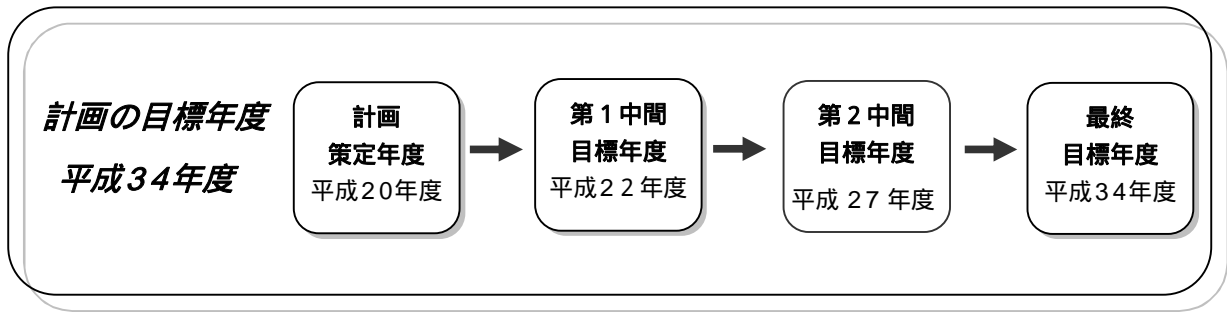
そこで、近年の一般廃棄物の多様化に対応した適正処理を継続して実施していくため、これまでの取り組みからさらに踏み込み、資源循環型社会を目指した各種施策や方針等を定めるため、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改訂するものです。

第 2 節 本計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年度を初年度とする 15 年間とし、計画の目標年度を平成 34 年度とします。

また、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施するため、国や県が目標としている平成 22 年度を第 1 中間目標年度とし、本計画の上位計画となる八幡浜市総合計画の目標年度である平成 27 年度を第 2 中間目標年度と設定します。

なお、本計画については、概ね 5 年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には適宜見直しを行い、変動する社会情勢に柔軟に対応していくものとします。



第3節 本計画の位置付け

本計画と諸計画との関係については、図1-3-1に示すとおりです。

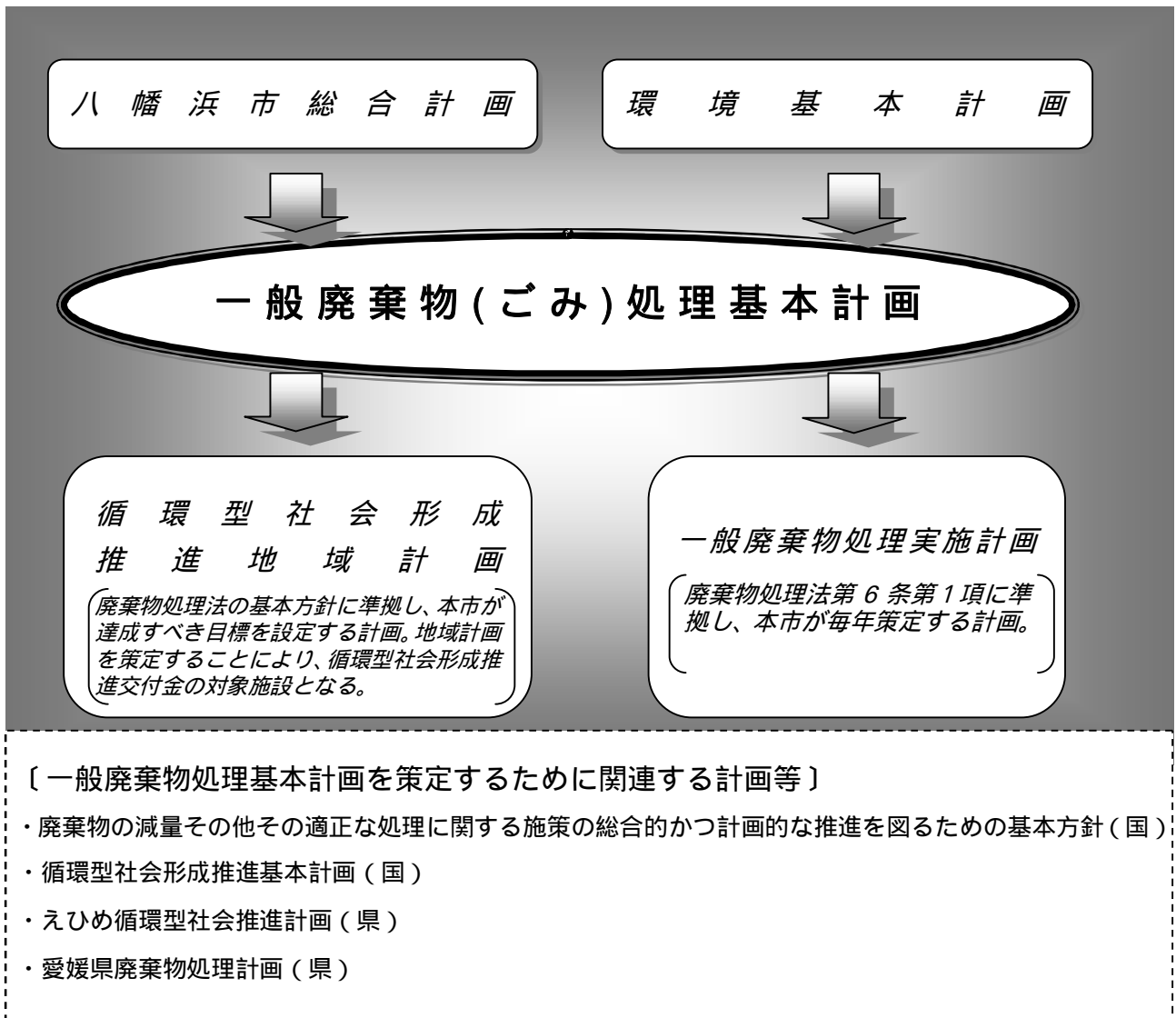


図1-3-1 一般廃棄物(ごみ)処理計画の位置付け

第4節 他の法令・計画との関係

本計画と、他の法令・計画等の関係を次に示します。また、本計画に関する法令の概要については表1-4-1に示すとおりです。

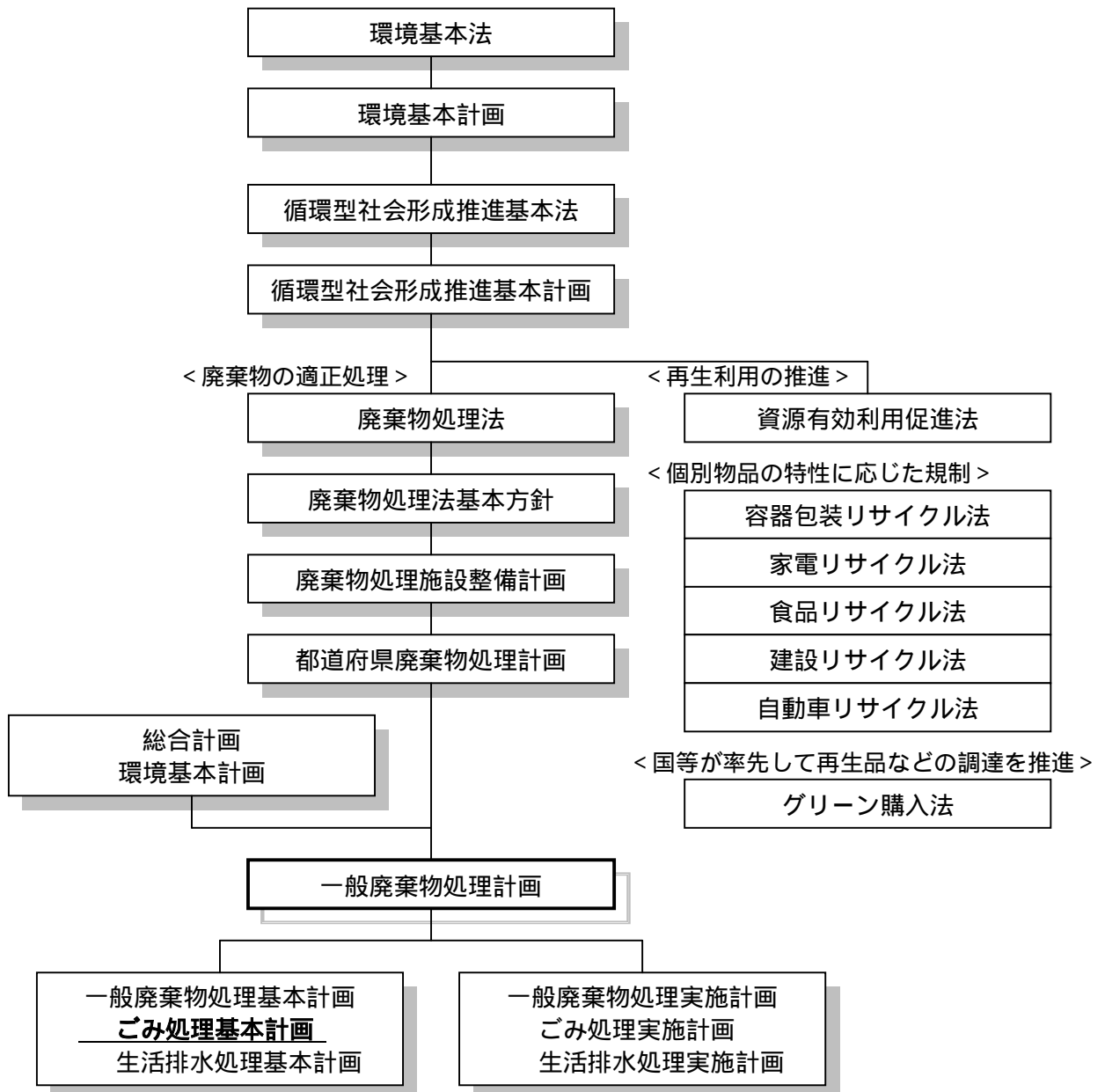


図 1-4-1 本計画と他の法令・計画との関係

表 1-4-1 本計画に関する法令の概要

法令名称	策定年度	概 要
環境基本法	平成 5 年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成 3 年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年度	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約 6 0 %）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なりサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成 21 年 4 月 1 日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加される。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年度	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成 12 年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

第5節 一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価

一般廃棄物処理計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。これらの目標を達成するため、計画の各段階において推進状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。

また、環境を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられます。

そのため、計画の推進状況を各施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、市民や事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

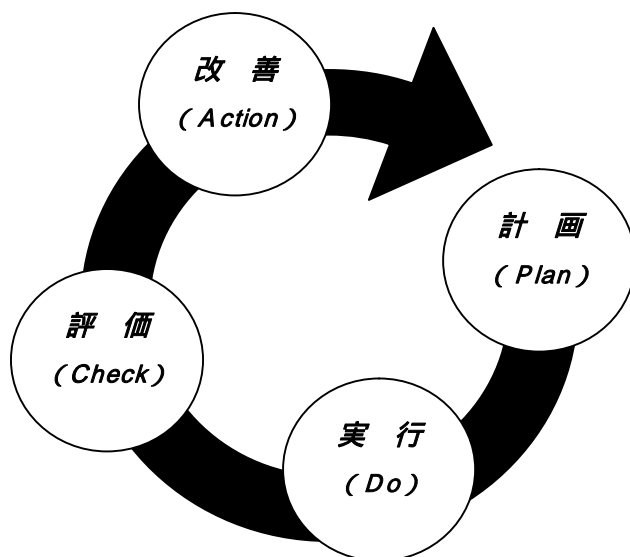


図 1-5-1 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル (イメージ図)

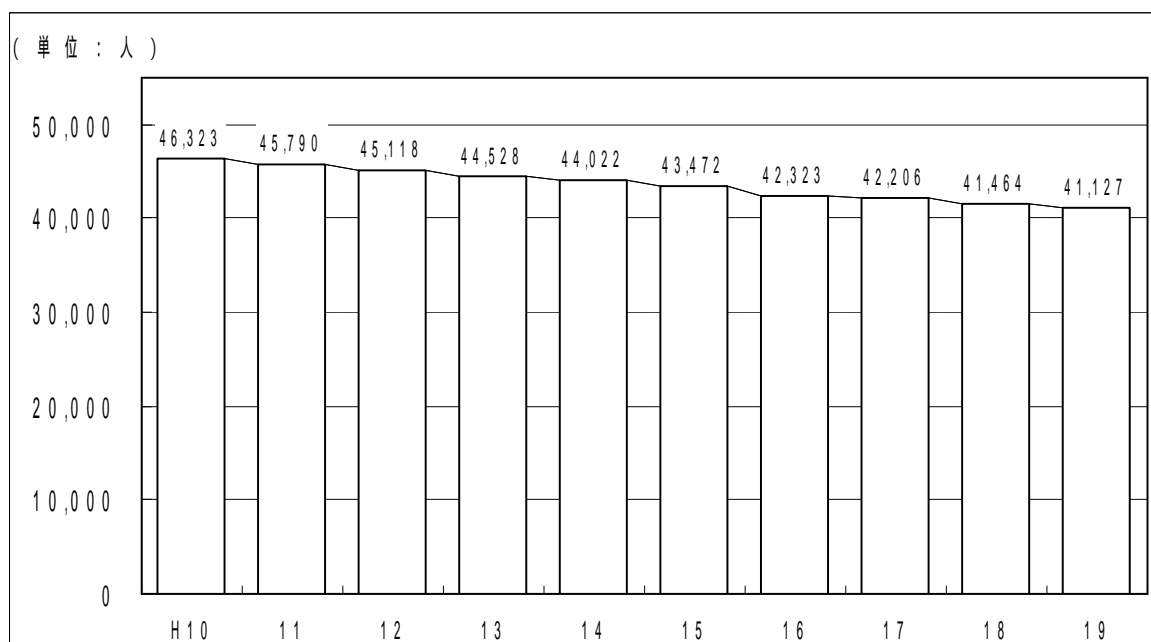
年度毎の点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取り組み (市民・事業者・行政) ・推進状況の把握 ・推進状況の評価 ・次年度の課題と目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設間の調整 ・重点施策等の検討 ・関連事業、計画との連携 ・国、県、本市との連携

第2章 地域の概要

第1節 人口の概況

本市における人口の推移は、図2-1-1に示すとおり、減少傾向で推移しています。また、1世帯当たりの人口も年々減少しつつあり、少子化・高齢化が進んでいる現状から、将来的にも出生率の低下に伴う自然動態の減少傾向が進んでいくものと推測されます。

そのため、本計画の上位計画となる「八幡浜市総合計画」では、平成27年度における人口を33,610人、14,760世帯と設定しています。



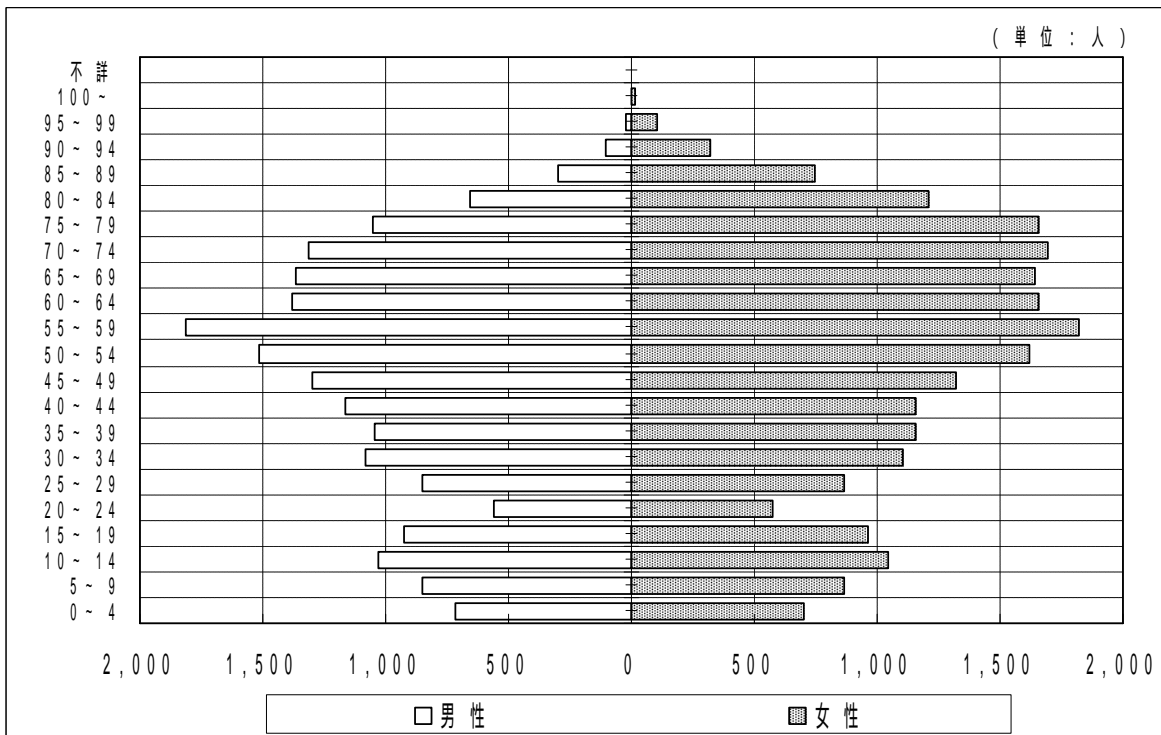
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

図2-1-1 本市における人口実績の推移

年齢別人口については図 2-1-2 に示すとおりです。

平成 17 年度における本市の年齢別人口では、男女ともに 55～59 歳が最も多くなっています。

また、0～14 歳までの年少人口は市全体の約 12.6%、15～64 歳までの生産年齢人口が約 57.9%となっていますが、65 歳以上の老年人口は約 29.5%となっています。



資料：総務省「国勢調査報告」(平成 17 年)より

図 2-1-2 本市における年齢別人口(平成 17 年度)

今後は、さらに老年人口が増加していくことや、老人単身世帯の増加が予想されることから、将来的には行政サービスの一環として、高齢者や障害のある方を対象とした、ごみ出し支援サービスなどの導入についても検討を進めていく必要があると考えられます。

第2節 産業の概況

本市の産業別従業者数を表2-2-1に示します。

本市は農林漁業に従事する割合が高く、次に卸売・小売業や製造業が多くなっています。また、基幹産業である柑橘は、「日の丸」「真穴」「川上」等のブランド名が付けられており、全国的にもみかん産地として地位を得ています。

水産品においては、漁業者・関係団体と地域・行政とが一体となって「媛っ子アジ」「媛っ子サバ」等の地域ブランドの確立を目指した取り組みを進めています。

表2-2-1 本市における産業別従業者数の概要

産業分類	従業者数 (人)	構成比	産業分類(大分類)	従業者数 (人)	構成比
第一次産業	4,271	21.12%	農林漁業	4,271	21.12%
第二次産業	4,332	21.42%	鉱業	6	0.03%
			建設業	1,845	9.12%
			製造業	2,481	12.27%
第三次産業	11,596	57.33%	電気・ガス・熱供給・水道業	188	0.93%
			運輸・通信業	838	4.14%
			卸売・小売業	3,130	15.48%
			金融・保険業	295	1.46%
			不動産業	81	0.40%
			飲食店・宿泊業	714	3.53%
			医療・福祉	2,292	11.33%
			教育・学習支援業	835	4.13%
			複合サービス事業	559	2.76%
			他に分類されないもの	1,991	9.84%
公務	673	3.33%			
分類不能	26	0.13%	分類不能	26	0.13%
総計	20,225	100.00%	総計	20,225	100.00%

資料：総務省「国勢調査報告」(平成17年)より

注：産業分類は平成17年国勢調査抽出速報集計を参考に、第一次産業を「農業」「林業」「漁業」とし、第二次産業を「鉱業」「建設業」「製造業」、第三次産業は前記以外の産業としました。

このような産業構造から、本市では農漁業等の生産活動に伴う廃棄物が発生していると思われませんが、これらの事業系廃棄物は事業者の責任において適正に処理されているものと考えられます。

第3節 将来計画等の概況

本市には、豊かな海と緑深い森林、渓谷・清流などの自然、明治の繁栄を物語る町並みや史跡に見られる歴史、独特の祭り、俳句、進取（みずから進んでことをなすこと）気質を持った人々の営みの中で育まれた、多彩で特色のある「文化」が息づいています。

また、九州に向き合い、四国の西の玄関、佐田岬半島の付根という地勢を活かし、新しい時代に対応した、まちづくりを進めてきました。

こうした本市の特徴を活かして、将来像を以下のとおり定めています。

【いま 共に育む 進取のまちづくり 風とらえ 風おこす】

安心・希望にみちた温かなまちづくり

新鮮・安心な自然の恵みを伝える食彩博物館のまちづくり

拠点性の高い魅力的なまちづくり

自然と共生し快適さと安全を享受するまちづくり

ともに育つ・育てる教育のまちづくり

ともに支え合う共生のまちづくり

なお、本市全域から発生するごみは、八幡浜南環境センター、八幡浜北環境センター及び民間施設によって処理しています。

このうち、ごみ焼却施設については、使用期限が平成24年度末までとなっており、将来的にも安定したごみ処理システムを構築するためにも、早急に代替施設を建設することなどを検討する必要があります。

また、更新施設の建設またはごみを委託処理する場合においても、今後さらにごみの減量化・資源化を推進していくことが重要となります。

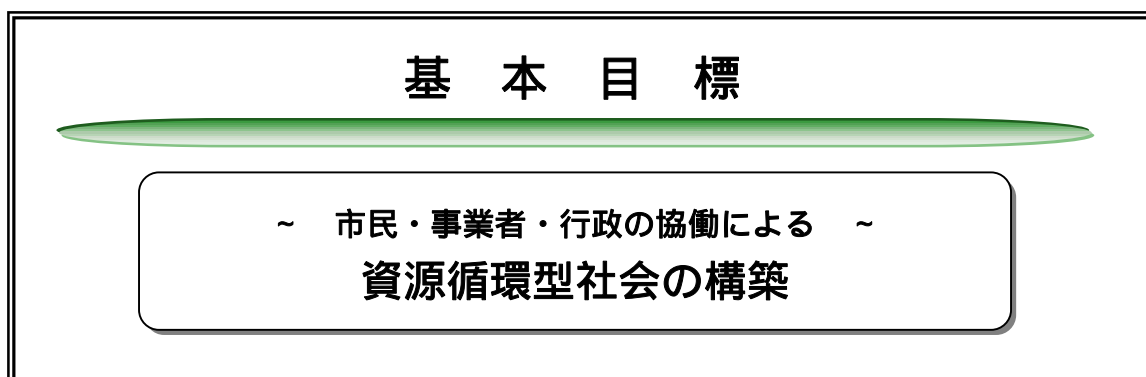
第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の目標

廃棄物問題では、単に排出されたごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という流れの各段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのためには、事業者の経営姿勢や市民一人ひとりのライフスタイルに深く関係する問題として捉えていかなければなりません。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、廃棄物等の減量、資源の循環的な利用(再使用、再生利用)、適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、自然環境を保全する循環型社会への転換が求められてきています。

そこで、基本目標を以下のように設定し、環境と共生する資源循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。



これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に自然環境に対して大きな負荷をかけることになり、地球温暖化等の問題を引き起こすこととなりました。

今後は、資源を有効に活用し、豊かな自然環境を維持するため、「資源循環型社会¹」へと転換していく必要があります。

¹ 資源循環型社会とは「廃棄物の排出を抑制し、それでも排出される廃棄物については、可能な限り資源として適正かつ有効に利用します。そして、どうしても利用できないものだけを適正に処分することによって、天然資源の消費を抑制するとともに環境への負荷を低減していく社会」です。

第2節 ごみ処理の現状

本市全域から発生する家庭系一般廃棄物は、直営及び委託業者によってステーション回収または戸別収集（一部地域のみ）された後、八幡浜南環境センター、八幡浜北環境センター及び民間施設において中間処理を行っています。ごみ焼却施設から発生した焼却灰や、リサイクルプラザから搬出される資源物を選別した後の不燃残さについては、八幡浜一般廃棄物最終処分場及び民間の一般廃棄物最終処分場において埋立処分しています。

収集方法については、決められたルールに従って排出された一般廃棄物を指定の曜日に収集しています。

1 処理対象ごみ

処理の対象となる一般廃棄物は、ごみ処理方法等により区分しています。

(1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、「燃やすごみ(可燃ごみ)」「燃やさないごみ(不燃ごみ)」「資源ごみ(びん類、かん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類(新聞、雑誌類、ダンボール、紙製容器包装)、飲料用紙パック、古着)及び「粗大ごみ」に区分しています。

本市におけるごみの分別品目及び収集頻度を次に示します。

表 3-2-1 ごみの分別区分及び収集頻度等(平成 21 年 2 月現在)

区分	品目	主なごみ	収集頻度	排出方法	
可燃ごみ	燃やすごみ	生ごみ、紙くず(手紙・ダイレクトメール類・レシートなど)、木枝・木製品、布・皮製品、食用油、紙おむつ、写真、貝殻、たばこの吸い殻、ぬいぐるみ、使い捨てカイロ等	週 2 回	指定袋 (オレンジ色)	
不燃ごみ	燃やさないごみ	鍋・やかん・フライパン、ドライヤー・アイロンなど小型家電製品、ガラス類(コップ・化粧品のびんなど)、陶磁器類(食器・花瓶など)、一斗缶・ペンキ缶、バケツ・洗面器、ハンガー、植木鉢・プランター、アルミホイル、鍋焼きうどんなどのアルミ容器、王冠など金属製のふた、蛍光灯、電池(ボタン型、充電式以外)・電球、傘等	月 1 回	指定袋 (青色)	
資源ごみ	びん類	一升びん、ビールびん、コーヒー・クリープのびん、ドリンク剤のびん、ジャムのびん、ポン酢のびんなど	月 1 ~ 2 回	無色透明の袋 又はコンテナ	
	かん類	ジュースの缶、ビールの缶、お菓子缶、ミルク缶、食用油の缶、缶詰の缶等	月 1 ~ 2 回	無色透明の袋 又はコンテナ	
	ペットボトル	ジュース、ミネラルウォーター、お茶類、酒類、みりん、醤油等	月 2 ~ 3 回	無色透明の袋 又はコンテナ	
	プラスチック製 容器包装	カップ類(カップ麺の容器、プリン・ゼリーなどの容器、アイスクリームなどの容器)、ポリ袋・ラップ類(菓子・パン・冷凍食品などの袋、スーパーなどのレジ袋、菓子箱などの包装フィルム、プリンなどのパックフィルム)、トレイ・パック類(惣菜などのトレイ、卵・豆腐などのパック、コンビニ弁当などの容器)、ボトル類(食用油・調味料などの容器、シャンプー・洗剤などの容器)、その他(びんやペットボトルなどのプラスチック製のふた、みかんや玉ねぎのネット、発泡スチロールなどの緩衝材)等	月 2 ~ 3 回	無色透明の袋	
	紙類	新聞(新聞紙)		月 1 回 ~ 週 2 回	ひもで縛る
		雑誌類(週刊誌、漫画本、単行本、カタログ、書籍、ノート、パンフレット、広報誌など)		月 1 回 ~ 週 2 回	ひもで縛る
		ダンボール(断面が波状のもの)		月 1 回 ~ 週 2 回	ひもで縛る
		紙製容器包装(包装紙類(商品の包装紙など)、紙箱類(菓子の空き箱、ティッシュの空き箱、靴の空き箱、せっけんの空き箱など)、紙缶・カップ・フタ類(菓子の筒型紙缶、紙製卵パック、ヨーグルトなどの紙カップ、紙製のフタ類など)、台紙類(プリスターパックの台紙など)、紙袋類(デパートの紙袋など)、紙パック類(内側にアルミ箔が貼られたもの))		週 2 回 ~ 月 1 回	ひもで縛る 又は紙袋に 入れる
	飲料用 紙パック	牛乳やジュースなどの紙パックで内側が白いもの	随時	回収ボックス	
	古着	未使用のものや状態の良いもの	随時	回収ボックス	
粗大ごみ	粗大ごみ	机、たんす、ソファー、ベッド、食器棚、布団、自転車、電子レンジ、ガスコンロ、その他指定袋に入らない大きさのもの	予約制	戸別収集(有料) 又は直接搬入	

(2) 収集・処理できないごみ

本市では事業系一般廃棄物の収集は行っていません。また、産業廃棄物、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び平成21年4月1日より追加される液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機）、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の対象（パソコン）及び特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物（廃タイヤ、廃テレビ、廃電気冷蔵庫）等については、収集や受け入れを行っていません。

表 3-2-2 本市では収集・処理できないごみの種類

ごみ種	収集・処理対象外の廃棄物	排出方法
危険物	農薬、化学薬品、劇物、医療廃棄物、消火器、バッテリー、ガスボンベなど	販売店または専門業者に相談する
処理困難物	廃タイヤ、ボタン型・充電式電池、バイク、自動車、温水器など	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか販売店または専門業者に相談する
産業廃棄物	建設・建築廃材、農業・漁業用器具資材など	専門業者に相談する
家電リサイクル法の対象品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機（平成21年4月1日より衣類乾燥機を追加）	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか専門業者に処理を依頼する
資源有効利用促進法の対象品目	デスクトップパソコン、ノートパソコン、パソコン用ディスプレイ	製造メーカーに引き取ってもらうか、パソコン3R推進センター等に問い合わせる
事業系ごみ	事業活動に伴って発生する廃棄物（産業廃棄物）	自営を含め、事業に伴って排出されるごみは事業主の責任で適切に処理する

2 処理対象区域

本市の行政区域全域がごみ処理対象区域となっています。

3 収集・運搬の現況

(1) 収集対象区域

本市全域が収集対象区域となります。

(2) 収集対象ごみ

収集対象ごみは、家庭系一般廃棄物のみです。

(3) ごみの分別排出方法

本市が指定するごみ分別基準に従い、収集日当日の朝 8 時までには所定のごみステーション及び戸別に排出しています。

(4) ごみの収集方法

ステーション(集積所)収集方式及び地域によって戸別収集方式としていますが、粗大ごみについては市民による直接搬入や予約制戸別収集(有料)または地域の自治会及び公民館等による回収を行っています。

(5) ごみの収集頻度

ごみの収集頻度については表 3-2-1(p.12)に示すとおりです。

(6) 収集・運搬車輛

収集・運搬業務については、八幡浜市直営及び民間委託により実施しています。

表 3-2-3 本市における収集・運搬車両台数

仕 様	合計 積載量	台 数 (台)	備 考
パッカー車	10,700kg	4	八幡浜市所有車
パッカー車	27,350kg	12	委託業者所有車

4 中間処理

中間処理は八幡浜南環境センター、八幡浜北環境センター及び民間施設で処理しています。

5 最終処分

中間処理施設で処理されたごみの残渣(焼却灰や不燃残渣等)は、民間最終処分場による委託処理または八幡浜一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

本市におけるごみ処理の流れを図 3-2-1 に示します。

〔分別排出〕 〔収集・運搬〕 〔中間処理〕 〔最終処分・資源化〕

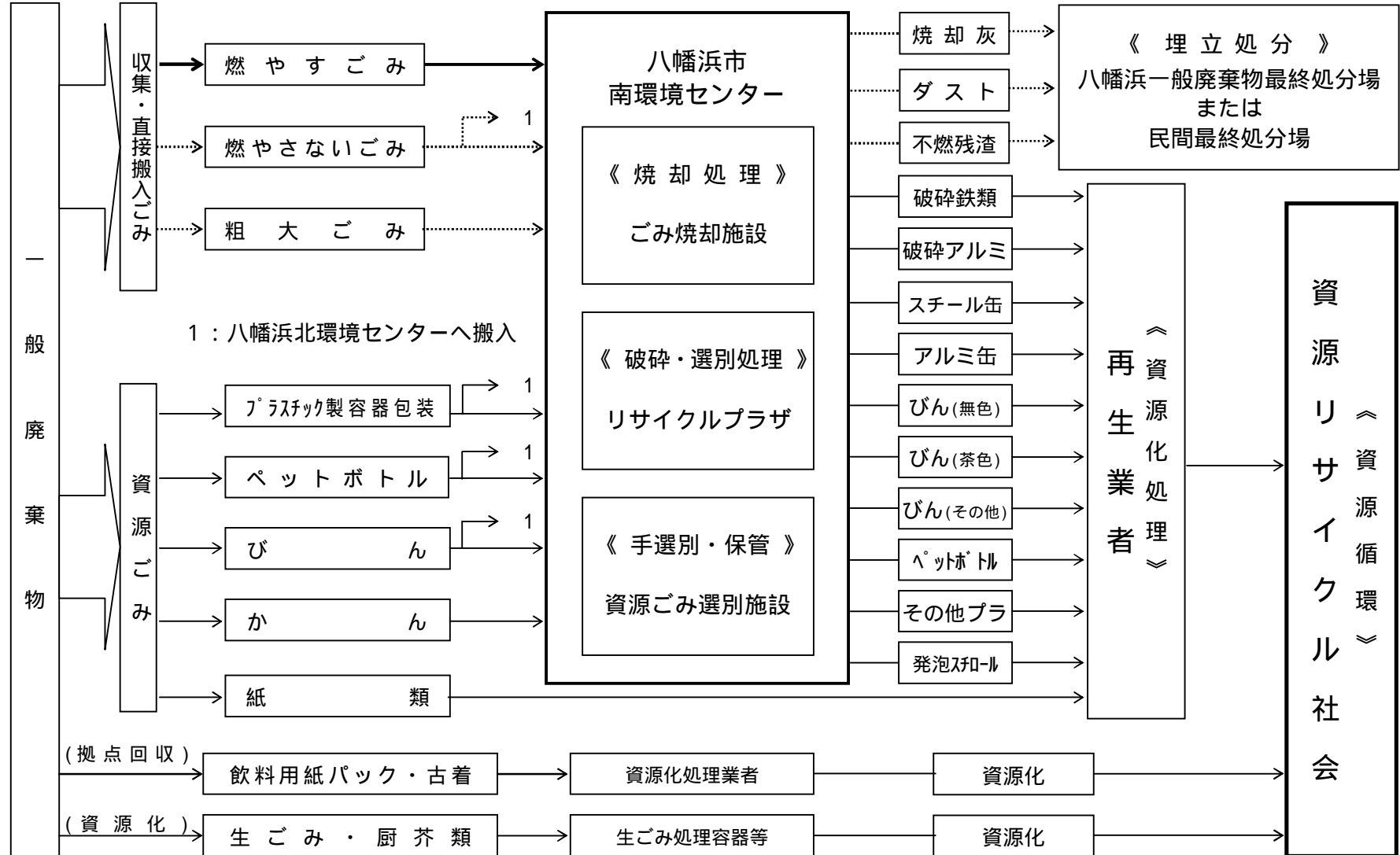


図 3-2-1 ごみ処理フロー図（平成 20 年度）

6 ごみの性状

八幡浜南環境センターでは、定期的にごみ質の調査を実施しています。その概要を以下に示します。

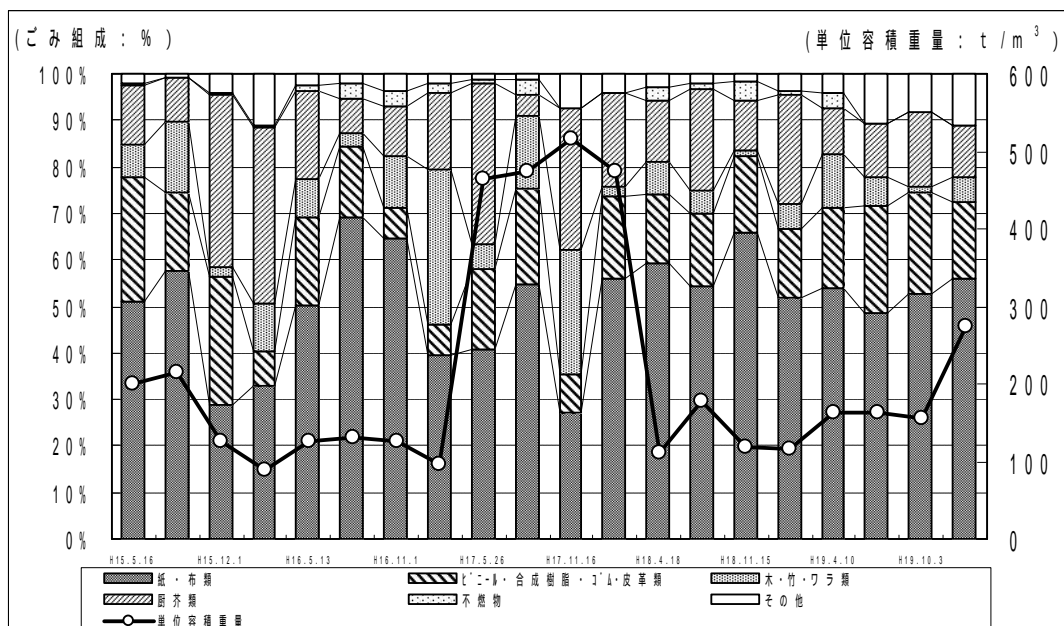


図 3-2-2 八幡浜南環境センターにおける可燃ごみ組成の推移

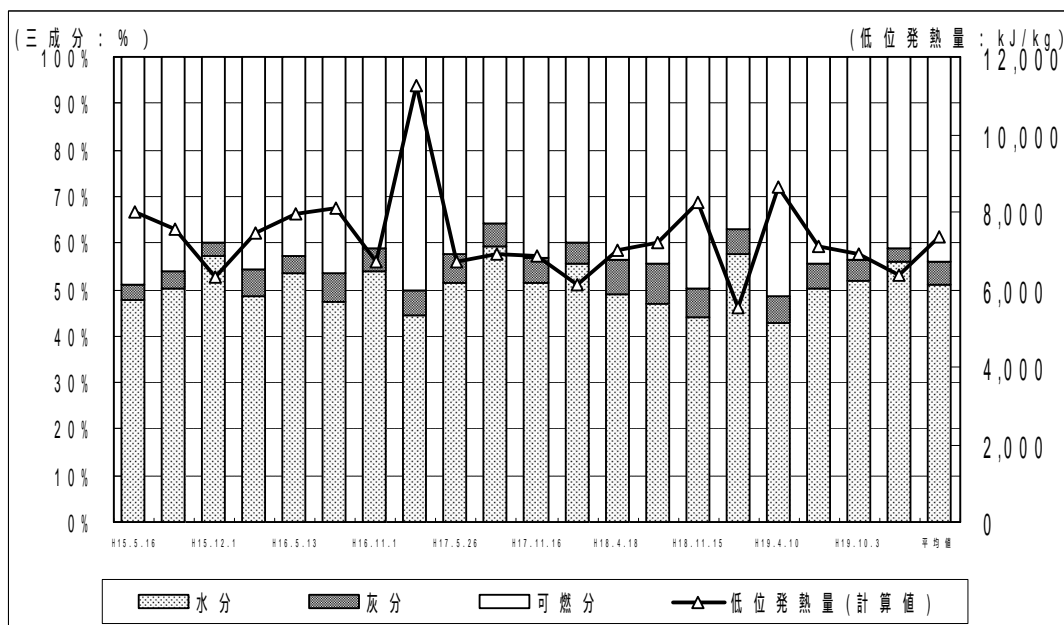


図 3-2-3 八幡浜南環境センターにおける三成分と発熱量の推移

可燃ごみに「紙・布類」「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」及び「厨芥類」が多く含まれており、これらが可燃ごみ全体の約 8 割を占めています。

また、三成分では特に水分が多いことから、今後はごみ排出時の水切りが重要になると考えられます。

7 ごみの処理経費

本市における平成 18 年度の建設・改良費を除いた、ごみ 1 トン当たりの処理経費は約 43,100 円/ t となっています。

全国自治体の平均値の約 31,000 円/ t (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課「日本の廃棄物処理」平成 18 年度版より) や、愛媛県下の自治体平均値の約 29,000 円/ t (環境省「一般廃棄物処理実態調査結果(平成 18 年度調査結果)」より)と比較して、かなり大きくなっています。

表 3-2-4 ごみ処理経費の推移(単位:千円)

区 分		年 度					
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
建設・改良費	工事費	中間処理施設	605,049	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	11,849	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費	6,877	0	0	0	0	
	小 計	611,926	0	0	11,849	0	
処理及び維持管理費	人件費		87,266	84,688	63,899	74,553	76,278
	処理費	収集運搬費	18,020	35,108	11,271	19,903	8,038
		中間処理費	209,195	229,243	227,078	176,788	181,619
		最終処分費	9,632	7,609	2,015	60,193	4,510
	車両等購入費		3,900	10,320	857	0	0
	委託費		285,234	394,727	482,439	342,852	393,244
	その他		25,421	1,522	47,128	-	-
	調査研究費		-	-	-	0	0
小 計		638,668	763,217	834,687	674,289	663,689	
その他		1,287	0	310,477	56,221	104,061	
合 計		1,251,881	763,217	1,145,164	742,359	767,750	
年間ごみ処理量(t)		16,173t	16,830t	18,381t	17,941t	17,804t	
1トン当たり事業費		77.4	45.3	62.3	41.4	43.1	
建設・改良費除く 1トン当たり事業費		39.6	45.3	62.3	40.7	43.1	

資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果」より
平成 15 年度以前は旧八幡浜市及び旧保内町の合計値を示しています。

第3節 ごみ発生量及び処理量の見込み

計画目標年度におけるごみの発生量及び処理量の見込みについては、将来人口の予測や、排出抑制及び資源化施策によるごみの減量化や資源物量の変動等を勘案するため、ごみの種類別に定めるものとします。

なお、ごみ発生量の将来予測では、平成15年度から平成19年度までの5年間実績値を用いたトレンド法により予測を行うものとします。

1 計画収集人口の推計

計画収集人口（将来人口）の実績値と予測結果は以下のとおりです。

表 3-3-1 将来人口の実績と予測結果（単位：人）

年 度		人 口	年 度		人 口
実績値	平成10年度	46,323	予測値	平成23年度	38,878
	平成11年度	45,790		平成24年度	38,371
	平成12年度	45,118		平成25年度	37,875
	平成13年度	44,528		平成26年度	37,390
	平成14年度	44,022		平成27年度	36,914
	平成15年度	43,472		平成28年度	36,449
	平成16年度	42,323		平成29年度	35,994
	平成17年度	42,206		平成30年度	35,550
	平成18年度	41,464		平成31年度	35,115
予測値	平成19年度	41,127	平成32年度	34,691	
	平成20年度	40,458	平成33年度	34,277	
	平成21年度	39,921	平成34年度	33,874	
	平成22年度	39,394			

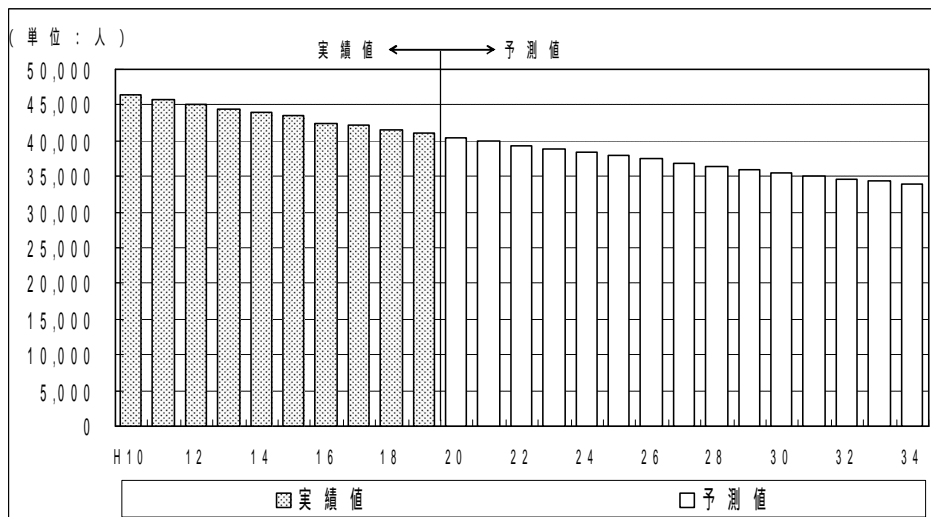


図 3-3-1 将来人口の実績と予測の推移

2 ごみ排出量の将来推計

ごみ排出量の実績値と予測結果は以下のとおりとなります。

表 3-3-2 本市におけるごみ排出量等の実績

区 分	単位	年 度						
		H15	H16	H17	H18	H19		
		実 績						
人口等	(1) 行政区域内人口	人	43,472	42,323	42,206	41,464	41,127	
	(2) 計画収集人口	人	43,472	42,323	42,206	41,464	41,127	
	(3) 自家処理人口((1) - (2))	人	0	0	0	0	0	
年 量	(4) ごみ排出量	t / 年	16,830	18,381	17,941	17,804	16,253	
	(5) " (燃やすごみ)	t / 年	10,420	11,095	11,070	10,812	10,438	
	(6) " (燃やさないごみ)	t / 年	970	826	729	691	632	
	(7) " (粗大ごみ)	t / 年	326	374	847	308	320	
	(8) " (資源ごみ)	t / 年	3,340	3,389	4,400	4,422	3,126	
	(9) " (直接搬入ごみ)	t / 年	1,660	2,697	895	1,571	1,737	
	(10) " (集団資源回収)	t / 年	114	0	0	0	0	
	ごみ 量	(11) 1人1日平均排出量	g/人日	1,060.68	1,189.87	1,164.61	1,176.39	1,082.71
		(12) " (燃やすごみ)	g/人日	656.70	718.22	718.59	714.40	695.34
		(13) " (燃やさないごみ)	g/人日	61.13	53.47	47.32	45.66	42.10
(14) " (粗大ごみ)		g/人日	20.55	24.21	54.98	20.35	21.32	
(15) " (資源ごみ)		g/人日	210.50	219.38	285.62	292.18	208.24	
(16) " (直接搬入ごみ)		g/人日	104.62	174.59	58.10	103.80	115.71	
(17) " (集団資源回収)		g/人日	7.18	0.00	0.00	0.00	0.00	
家庭系・事業系の別	(18) 家庭系・事業系の別(年量)	t / 年	16,830	18,381	17,941	17,804	16,253	
	(19) 家庭系ごみ量	t / 年	12,755	14,772	13,506	13,360	11,982	
	(20) 事業系ごみ量	t / 年	4,075	3,609	4,435	4,444	4,271	
	(21) 家庭系・事業系の別(原単位)	g/人日	1,060.68	1,189.87	1,164.61	1,176.39	1,082.71	
	(22) 家庭系ごみ原単位	g/人日	803.86	956.25	876.72	882.75	798.19	
	(23) 事業系ごみ原単位	g/人日	256.82	233.62	287.89	293.64	284.52	
	(24) 事業系ごみの占める割合	%	24.21%	19.63%	24.72%	24.96%	26.28%	
減量化指数(H19:1,083 g / 人日を100とする)			98	110	108	109	100	
処理内訳	(25) 破碎・選別処理量	t / 年	2,962	3,310	3,133	3,324	3,068	
	(a) 可燃性資源化不適物	t / 年	858	786	895	1,068	950	
	(b) 不燃性資源化不適物	t / 年	811	661	464	511	538	
	(c) 資源物引渡量	t / 年	1,293	1,863	1,774	1,745	1,580	
	(26) 焼却処理量	t / 年	12,236	13,469	13,284	12,724	12,172	
	(27) 焼却残渣量	t / 年	1,296	1,607	2,207	2,257	2,230	
	(28) 焼却施設処理に伴う資源化量	t / 年	0	0	0	20	11	
	(29) 直接資源化量	t / 年	2,348	2,097	2,278	2,824	1,963	
	(30) 総資源化量	t / 年	3,755	3,960	4,052	4,589	3,554	
	(31) 選別残渣埋立量(不燃残渣)	t / 年	811	661	464	511	538	
	(32) 直接最終処分量	t / 年	280	291	141	0	0	
	(33) 最終処分量	t / 年	2,387	2,559	2,812	2,768	2,768	
	(34) 最終処分容量	m ³ / 年	2,832	3,067	3,431	3,389	3,386	
	(35) 保内町最終処分場埋立容量	m ³ / 年	1,384	1,266	200	312	525	
	(36) 累積容量	m ³ / 年	6,434	7,700	7,900	8,212	8,737	
(36) 残余容量	m ³ / 年	4,566	3,300	3,100	2,788	2,263		
(37) 最終処分委託量	m ³ / 年	1,448	1,801	3,231	3,077	2,861		

表 3-3-3 現状のまま推移した場合の予測結果

区 分		単位	年 度				
			H19 実績	H22	H27	H34	
人口等	(1) 行政区域内人口	人	41,127	39,394	36,914	33,874	
	(2) 計画収集人口	人	41,127	39,394	36,914	33,874	
	(3) 自家処理人口((1) - (2))	人	0	0	0	0	
年 量	(4) ごみ排出量	t / 年	16,253	16,366	15,382	14,157	
	(5) " (燃やすごみ)	t / 年	10,438	10,036	9,358	8,554	
	(6) " (燃やさないごみ)	t / 年	632	525	416	319	
	(7) " (粗大ごみ)	t / 年	320	311	291	267	
	(8) " (資源ごみ)	t / 年	3,126	3,893	3,817	3,640	
	(9) " (直接搬入ごみ)	t / 年	1,737	1,601	1,500	1,377	
	(10) " (集団資源回収)	t / 年	0	0	0	0	
	ごみ 量	1人1日平均排出量	g/人日	1,082.71	1,138.29	1,141.64	1,144.98
		(12) " (燃やすごみ)	g/人日	695.34	698.00	694.54	691.83
		(13) " (燃やさないごみ)	g/人日	42.10	36.54	30.85	25.81
(14) " (粗大ごみ)		g/人日	21.32	21.61	21.61	21.61	
(15) " (資源ごみ)		g/人日	208.24	270.78	283.28	294.37	
(16) " (直接搬入ごみ)		g/人日	115.71	111.36	111.36	111.36	
(17) " (集団資源回収)		g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	
家庭系・事業系の別	(18) 家庭系・事業系の別(年量)	t / 年	16,253	16,366	15,382	14,157	
	(19) 家庭系ごみ量	t / 年	11,982	12,022	11,132	10,111	
	(20) 事業系ごみ量	t / 年	4,271	4,344	4,250	4,046	
	(21) 家庭系・事業系の別(原単位)	g/人日	1,082.71	1,138.29	1,141.64	1,144.98	
	(22) 家庭系ごみ原単位	g/人日	798.19	836.18	826.20	817.71	
	(23) 事業系ごみ原単位	g/人日	284.52	302.11	315.44	327.27	
	(24) 事業系ごみの占める割合	%	26.28%	26.54%	27.63%	28.58%	
	減量化指数(H19:1,083g / 人日を100とする)			100	105	105	106
処理内訳	(25) 破碎・選別処理量	t / 年	3,068	2,867	2,677	2,449	
	(a) 可燃性資源化不適物	t / 年	950	828	773	707	
	(b) 不燃性資源化不適物	t / 年	538	545	509	466	
	(c) 資源物引渡量	t / 年	1,580	1,494	1,395	1,276	
	(26) 焼却処理量	t / 年	12,172	11,909	11,107	10,154	
	(27) 焼却残渣量	t / 年	2,230	2,091	1,950	1,783	
	(28) 焼却施設処理に伴う資源化量	t / 年	11	16	16	16	
	(29) 直接資源化量	t / 年	1,963	2,418	2,371	2,261	
	(30) 総資源化量	t / 年	3,554	3,928	3,782	3,553	
	(31) 選別残渣埋立量(不燃残渣)	t / 年	538	545	509	466	
	(32) 直接最終処分量	t / 年	0	-	-	-	
	(33) 最終処分量	t / 年	2,768	2,636	2,459	2,249	
	(34) 最終処分容量	m ³ / 年	3,386	3,220	3,004	2,747	
	(35) 保内町最終処分場埋立容量	m ³ / 年	525	500	-	-	
	(36) 累積容量	m ³ / 年	8,737	10,237	11,000	11,000	
	(36) 残余容量	m ³ / 年	2,263	763	0	0	
(37) 最終処分委託量	m ³ / 年	2,861	2,720	3,004	2,747		

: H15 ~ H19 の実績値を基にトレンド法によって予測した結果

3 ごみ処理に関する課題

ごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

(1) ごみ分別の課題

1 新たな資源ごみ分別区分の検討

2 容器包装リサイクル法への完全対応

資源は、ごみに混ざってしまうと選別することが難しくなりますが、排出段階において、きちんと分けてあれば比較的容易に資源化できます。

今後はリサイクル関連法に準じた資源ごみについて、排出段階から中間処理まで考慮し、効率的に資源化できるシステムを整備していくことが重要になります。

計画のポイント

将来的な法令改正にも対応できる柔軟な資源化システムの構築

民間資源化業者の活用

(2) ごみ排出量の課題

1 可燃ごみに含まれる資源の分別収集

2 紙類・プラスチック類を中心としたごみの資源化

本市における1人1日平均排出量の実績値は、国や県よりも大きくなっており、ごみの減量化・資源化を強力に推進していく必要があります。

また、可燃ごみの中には厨芥類（生ごみ）や木質系のごみが含まれており、こ

これらのバイオマスは、発生源で自然に還元することができるため、市民・事業者が排出の段階で対策を強化していく必要があります。

これらのことから、ごみの減量化・資源化を効率的に進めていくため、「紙・布類」「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」及び「厨芥類」を対象とした施策を講じていく必要があると考えられます。

国及び県のごみ排出量との比較

表 3-3-4 ごみ 1 人 1 日平均排出量の国及び県との比較

年度 区分	全国平均		愛媛県平均		八幡浜市			
	平成18年度		平成18年度		平成18年度		平成19年度	
	(g/人・日)	(%)	(g/人・日)	(%)	(g/人・日)	(%)	(g/人・日)	(%)
家庭系ごみ 原単位	777	69.6%	755	74.8%	883	75.0%	798	73.7%
事業系ごみ 原単位	339	30.4%	254	25.2%	294	25.0%	285	26.3%
合計	1,116	100.0%	1,009	100.0%	1,176	100.0%	1,083	100.0%

資料：環境省「日本の廃棄物処理（平成18年度版）」（全国平均）

環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成18年度調査結果）」（愛媛県平均）

計画のポイント

紙類の減量化・資源化

プラスチック類の減量化・資源化

生ごみの減量化・資源化

(3) ごみ減量化の課題

1 市民・事業者・市がともに行動する体制づくり

2 事業系ごみの減量化・資源化施策の充実

これまで、本市では生ごみ処理機の購入補助金の交付等の発生抑制・減量化施策を実施してきましたが、ごみ量はほぼ横ばい傾向で推移しています。

ごみの発生を抑制するためには、市民一人ひとりが資源の大切さを自覚して取り組む必要があります。不要なものを買わない、物を大切に長く使っていくなど、ライフスタイルそのものを見直していくことが必要となります。

特に事業者は、消費者が購入した商品が廃棄される時のことを考慮し、商品の流通・販売・その他事業活動の全般において、ごみの発生抑制に取り組む必要があります。

本市はこれからも、ごみの発生抑制・減量化にかかる施策の充実を図り、加えて、これまでの施策にない新たな取り組みを検討し、市民・事業者・本市がともに行動する体制づくりを推進していくものとします。

計画のポイント

市民・事業者・本市の3者が協働して行動する体制づくり

地域に根ざした発生抑制・減量化の検討

(4) 資源化の課題

1 分別収集品目の見直しの検討

2 効率的な資源化処理システムの充実

本市は、ごみの資源化を促進するため、市民の方々の協力のもと、資源ごみの収集や集団資源回収等による資源回収を実施しています。それにより、資源化率は増加しており、平成19年度実績でリサイクル率は約21.9%となっています。

将来的に資源化率をさらに向上させるためには、従来から行っている資源の分別を徹底するとともに、新たな資源化対象品目の検討を行っていく必要があります。

す。特に紙類及びプラスチック類については、可燃ごみに含まれている割合が多いことから、重点的な対策が必要と考えられます。

また、平成 25 年度以降に整備する予定となっている広域エネルギー回収推進施設において、焼却灰の資源化設備の整備について検討する必要があると考えられます。

また、今後は市民及び本市が中心となった取り組みに加え、事業者を対象としたリサイクルルートの確保により、資源化しやすいシステムづくりに取り組んでいくことも重要となります。

計画のポイント

分別の徹底と分別品目の追加を検討

焼却灰リサイクルの検討

事業系ごみのリサイクルルートの確立

(5) 中間処理・最終処分の課題

1 安全かつ安定したごみ処理方法の確保

2 資源循環型社会形成を推進するための施設整備

本市では、八幡浜南環境センターが平成 9 年 4 月より稼働しており、平成 24 年度末には稼働後 15 年を迎えることから、施設更新を含めた検討を行う必要があると考えられます。

また、大部分の一般廃棄物最終処分については、民間一般廃棄物最終処分場を活用していますが八幡浜一般廃棄物最終処分場の残余容量も少なくなっていることから、最終処分場のあり方について検討する必要があります。

これらの中間処理施設及び最終処分場について、適切な時期に総合的な整備計画を策定する必要があります。

計画のポイント

広域中間処理施設整備の検討

最終処分場整備の検討

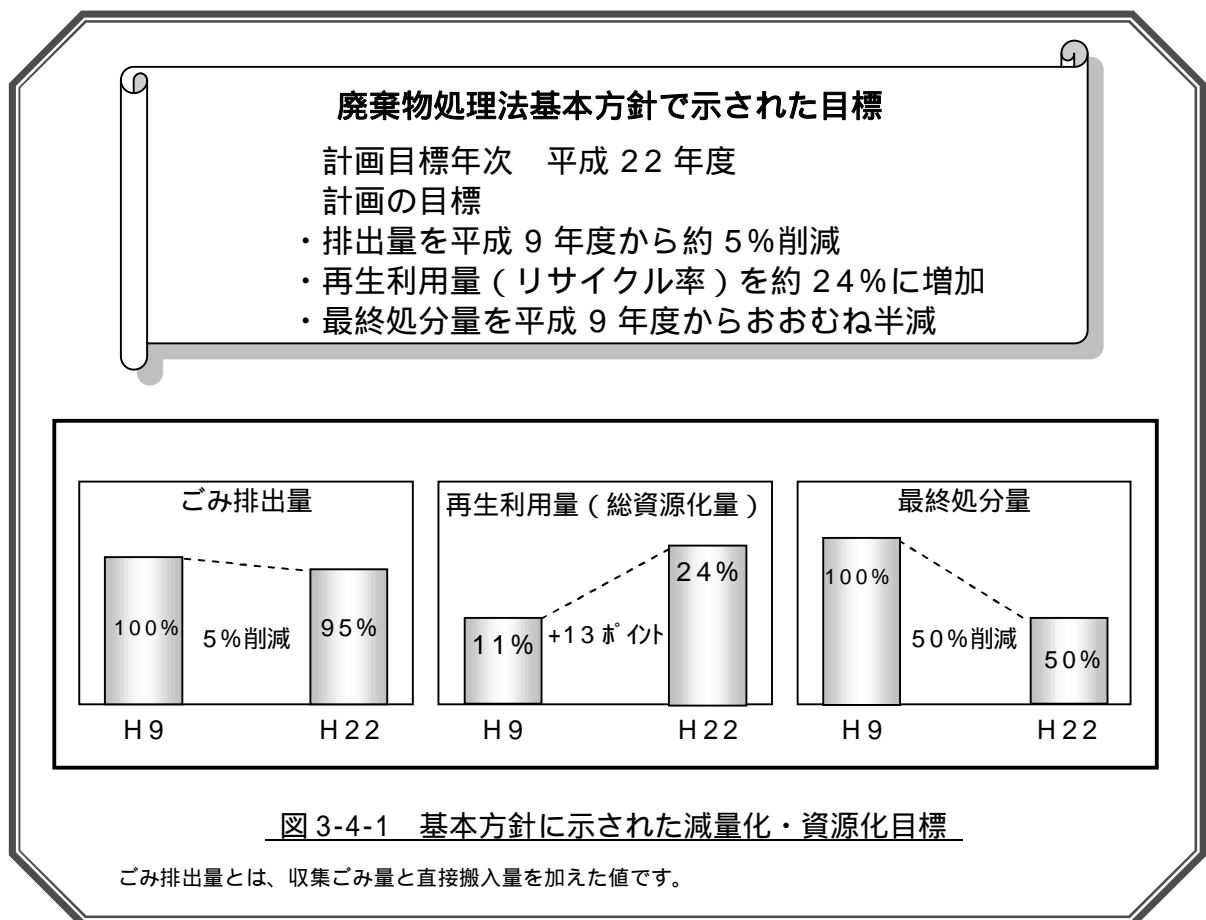
第4節 ごみ減量・再生利用に関する目標

1 国の廃棄物処理法における基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定める基本方針が平成13年5月に告示されました。

この基本方針では、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減する循環型社会の実現を図ることが必要とされています。

このような循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標として、以下のような数値目標が掲げられています。



2 国の循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)が制定されたことを受け、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。その後、これまでの取組成果や目標達成の進捗状況、世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性などの社会経済情勢の変化を踏まえ、平成20年3月に見直しが行われています。

循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されています。

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

計画目標の設定(平成12年度～平成27年度)

- ・約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちが具体的に行動
- ・1人1日当たりのごみ排出量の約10%削減
- ・資源回収されるものを除いた1人1日当たり家庭から排出するごみの量の約20%削減
- ・事業系ごみ排出量(総量)の約20%削減
- ・地方公共団体、上場企業等のグリーン購入の推進

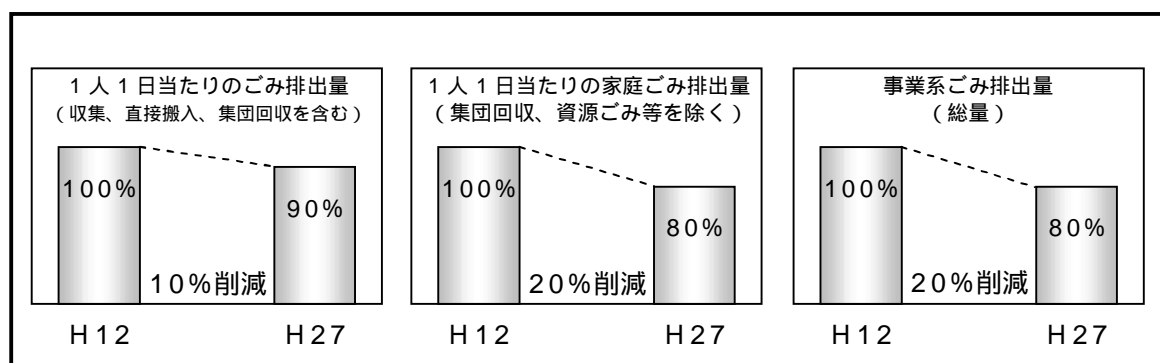


図3-4-2 循環型社会形成推進基本計画の減量化・資源化目標

3 愛媛県廃棄物処理計画

愛媛県のごみ排出量は、平成 12 年度をピークに減少傾向となっています。また、再生利用率は年々増加しており、最終処分量は減少傾向にありますが、循環型社会を実現していくためには、この傾向を一層確かなものとし、進展させることが重要となります。

このため、「愛媛県廃棄物処理計画」では、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえ、平成 22 年度における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標値を次のように定めています。

表 3-4-1 愛媛県廃棄物処理計画の減量化・資源化目標

排 出 量	平成 22 年度において、平成 16 年度に対し 11.8%削減（538 千 t /年）
1 人 1 日当たりの排出量	1,116g / 人日（H16） 1,018g / 人日（H22）
再 生 利 用 量	平成 22 年度において、平成 16 年度に対し 6.4 ポイント増加（22.0%）
最 終 処 分 量	平成 22 年度において、平成 16 年度に対し 1.5 ポイント削減（15.8%）

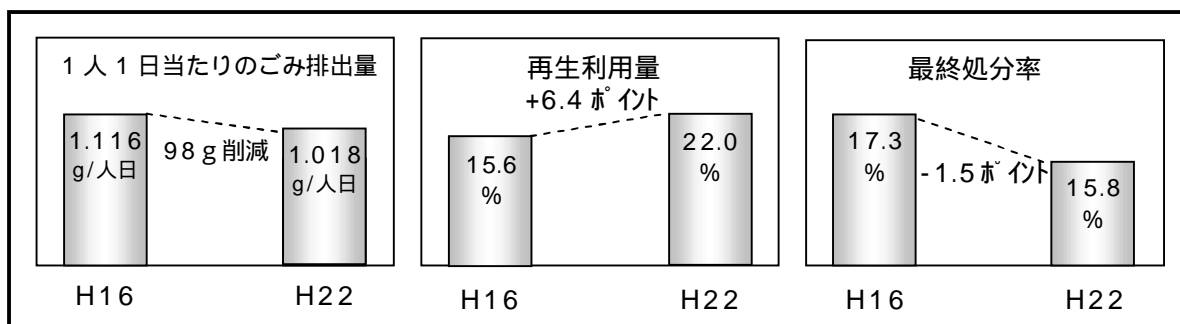


図 3-4-3 静岡県循環型社会形成計画における減量化等の目標

4 本市の目標値

(1) 本市における減量化・資源化の目標

適正な廃棄物処理を進め、循環型社会の形成に努めます。

環境への負荷を低減し、自然保護と環境保全を図っていきます。

不法投棄を抑制し、地域の環境美化運動を推進していきます。

(2) ごみ処理に関する数値目標

本市において、将来的にも持続可能な廃棄物処理を推進していくための目標として、愛媛県の1人1日当たりの排出量等を参考に目標を設定するものとします。

ただし、焼却灰のリサイクルや資源ごみの収集については、今後も積極的な収集・資源化を推進していくものとします。

よって、本市では平成34年度までに、以下の数値目標を達成することを目指します。

本市における減量化・資源化の目標

区 分	基準年度 平成19年度	第1中間目標 平成22年度	第1中間目標 平成27年度	最終目標 平成34年度
排 出 量	16,253 t/年 (100%)	15,772 t/年 (98.3%)	13,718 t/年 (85.5%)	12,565 t/年 (78.2%)
1人1日当たり排出量	1,083g/人日 (100%)	1,097g/人日 (101.3%)	1,018g/人日 (94.0%)	1,016g/人日 (93.8%)
再生利用量	21.9% (3,554 t/年)	24.7% (3,893 t/年)	26.9% (3,683 t/年)	27.5% (3,458 t/年)
最終処分量	17.0% (2,768 t/年)	16.0% (2,527 t/年)	15.7% (2,155 t/年)	15.6% (1,957 t/年)

自家処理量(コンポスト化量)を含まない

なお、将来的に新施設を建設する場合には、可能な限りの資源回収及び発電等のエネルギー回収が可能な施設とすることにより、経済的かつ効率的なごみの処理を行うと同時に、さらなるリサイクル率の増加を図り、最終処分量を低減することを検討します。

第5節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

1 目標達成のための体系

目標達成のため、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の施策体系を次のとおりとし、市民に対し周知を図っていきます。

Reduce（リデュース） - 減らす

ごみの量を減らそう。

調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。また日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。



Reuse（リユース） - 再使用する

繰り返し使いましょう。

返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選びましょう。また不要になったものは、人に譲ったり、フリーマーケットなどに出してみてもいいでしょうか。



Recycle（リサイクル） - 再生利用する

再生資源に戻そう。

再生できるもの（びん類、かん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類（新聞、雑誌類、ダンボール、紙製容器包装）、飲料用紙パック、古着）は資源回収にまわしてリサイクルしましょう。

2 ごみの排出抑制と減量化の方策

(1) 本市（行政）における方策

1 環境美化の推進

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながることから、これを防止し、ごみの適正な分別排出を徹底する必要があります。

そのため、市民パトロールや、委託業者による巡回、24時間電話通報制度の活用、地権者への土地管理の強化要請、不法投棄防止看板及び監視カメラの設置などの不法投棄防止対策について検討していくものとします。

2 連携体制の構築

ごみの減量化を推進していくためには、行政と各種団体の協力のもと、農漁業・商工業・廃棄物関係業者などと連携し、実行していく必要があります。そのため、本市及び近隣自治体との連携体制の構築について検討していきます。

3 啓発活動の推進

ア ごみ減量化の基本的な方策は、ごみの排出をいかに少なくできるかということです。そのため、現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しや、市民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動について、広報などによって定期的を実施していきます。

イ 循環型社会を形成するためには、ごみの減量化や資源のリサイクルといった様々なごみ問題について、市民一人ひとりの行動が非常に重要となります。そこで、家庭教育、学校教育、社会教育などの場において環境教育を実施し、関連イベントの展開によっても意識高揚を図ることを検討します。

ウ 事業系ごみの減量化を推進するため、多量排出事業者に対し、減量計画書の策定を指導するとともに、廃棄物管理責任者の設置などを求めていきます。

エ パンフレットやポスターなどを作成し、市民や事業者に配布していきます。

4 ごみ減量化の推進

容器包装リサイクル法の対象である資源ごみの収集等については、分別収集計画に基づいて実施するものとしますが、今後は資源ごみの収集対象品目を拡大することによるごみの減量化及び再資源化についても検討していくものとします。

5 集団資源回収の推進

市民が主体となって実施する集団資源回収は、資源化率の向上だけでなく、子供達の身近な環境教育の一環として、また、ごみの資源化について関心を持つ機会を定期的に提供することにより、ごみに対するリサイクル意識の高揚などが期待できる優れた資源化施策であると考えられます。

集団資源回収活動は、地域の自主活動の促進とごみ減量化・再生利用の促進についても期待できることから、今後も集団資源回収の支援を継続していきます。

6 ごみ処理手数料の設定

現在は、「燃やすごみ」及び「燃やさないごみ」について、市が指定するごみ袋を使用してごみを排出するようになっています。今後も引き続き実施しますが、適切なごみ処理手数料の設定は排出抑制の有効な施策となり得ると考えられることから、状況に応じた指定ごみ袋の金額について随時検討していくものとします。

(2) 市民における方策

1 使い捨て型ライフスタイルの転換

ごみの減量化や再生利用の必要性を認識するとともに、実行する主役は市民一人ひとりであることを自覚し、使い捨て型ライフスタイルを見直すものとします。

これには、物を大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、リフォーム（作り換え）などによる再利用に努めることが必要です。

また、商品購入や物品の廃棄にあたっては、環境に対する影響を考慮し、さら

に買い物にはメモを持参して計画的に購入するなど、使い捨て商品の購入をなるべく控えるとともに、レンタル品を活用することも効果的です。

また、買い物袋（マイバッグ）の利用や、簡易包装商品の選択も重要です。

2 無駄のない食生活（エコクッキング）の推奨

必要なだけの食材を購入することにより、賞味期限切れなどで廃棄しなければならない食品を無くしていきます。また料理方法を工夫し、生ごみとして出すものを可能な限り少なくします。

3 物を大切に使う

物を大切に使い、長く利用することや、より耐久性の高い商品を選び、故障しても修理して使うことにより、なるべくごみとして出さないことを心掛けます。

また、不要となった品については、他の活用法を考えることも重要です。（古いタオルをぞうきんにすることで、既成のぞうきんを購入しないなど）

4 資源ごみの分別収集への協力

資源ごみのリサイクル処理の効率化などについて関心を持ち、市民団体が実施する資源ごみの集団資源回収に協力することが重要です。

5 ごみの出し方

ごみ出しのマナーを遵守し、モラルの向上に努めます

(3) 事業者における方策

事業者は商品の供給者の立場だけではなく、その活動において物を大量に消費し、廃棄することが必要となる場合もあることから、これからのごみの減量化・資源化に対する役割は非常に重要なものとなってきています。

そのため、次の事項について積極的な取り組みを展開していく必要があります。

1 事業者主体による積極的な取り組み

- ア 事業活動に伴って発生するごみは、原則として減量化・再資源化等により、自らの責任において適正に処理します。
- イ 事業系ごみの資源化ルートを確立するとともに、リサイクルの推進や分別排出などについて、従業員のごみ処理に対する意識の高揚を図ります。
- ウ 販売店は、過剰包装防止に努め、買い物袋（マイバッグ）の持参を推奨（優遇措置を講じるなど）し、レジ袋の使用を削減します。
- エ 容器包装リサイクル法を遵守します。
- オ 使い捨て商品をなるべく作らないようにします。
- カ 食品廃棄物の水切りを徹底することや、コンポスト化により、ごみの減量に努めていきます。

3 ごみの資源化に係る方策

資源物の再生利用は、八幡浜南環境センター、八幡浜北環境センター及び民間施設で処理を行っています。

しかし、より効率的な再生利用を実現していくため、次の方策を実施していくとともに、将来的に予想される容器包装リサイクル法の改正等に対しても、柔軟に対応していくものとします。

(1) 本市（行政）における方策

1 安定した資源化ルートの確保

住民により分別排出された資源ごみについては、市内の資源化事業者等を活用し、経済的かつ効率的な処理ルートを確認することを検討します。

2 不要品交換事業等の推進

ごみとして排出されるものの中には、まだ十分に使用できるものや、修理すれ

ばまた使用可能な状態になるものも含まれています。また、引っ越しの際に排出される不用となった家具、電化製品、衣類といったものについても、欲しい人に譲ることができれば資源の再利用となります。

そのため、フリーマーケットの開催や、不要品情報コーナーを設けることにより、市民が不要品の交換などを効率的に行えるよう、情報や場所の提供について検討します。(広報誌やホームページを利用し、情報を発信していくなど)

3 再生商品などの利用促進

家庭や事業所で使用するノート類や印刷物及びコピー用紙などについては、再生品あるいは環境にやさしいエコマーク商品もしくはその同等品を利用するよう広報誌やイベントにより継続的に啓発していくものとします。またパンフレットやポスターを作成し、市民や事業者に配布することについても検討します。

(2) 市民における方策

1 再生商品などの利用促進

日常生活で利用する品に再生品を購入使用することがリサイクル(再生利用)に繋がることを理解し、紙製品などは再生品あるいはエコマーク商品を積極的に活用するとともに、詰め替え商品を優先的に選択し、利用します。

2 資源回収への協力

集団資源回収への協力や、リターナブル(再利用)びんを活用するとともに、商店が実施する牛乳パックや食品トレイの資源回収に積極的に協力します。

3 不要品交換事業などの利用促進

物を大切に使い、修理して再利用に努めるとともに、それでも不要となった商

品についてはフリーマーケットや不用品交換会及び販売会を活用します。

4 使用頻度の少ない商品の購入抑制

使用頻度が少ないと思われる商品は、レンタルショップ等を活用します。

(3) 事業者における方策

1 再生商品などの供給

再生資源を原材料として用いた製品の供給を検討あるいは拡大するとともに、詰め替え商品やリターナブルびんなどの製造・販売を積極的に進めていきます。

2 再生商品などの利用促進

使用する事務用品や日用品については、再生商品やエコマーク商品をできる限り利用します。

3 資源ごみの回収ルート構築

事業者は販売ルートを通じた回収システムを確立するとともに、牛乳パックや食品トレイなどの回収を実施します。

4 ごみ減量化及び資源化についての重点施策

特に重点的に実施していく施策は、以下のとおりです。

可燃ごみの発生抑制・資源化

可燃ごみ中には多量の紙類などの資源物が含まれていることから、家庭系及び事業系ごみの減量化、資源化を推進するため、資源化業者の紹介やオフィス町内会等の共同リサイクルによる資源化ルートの手配、多量排出事業者に対する訪問指導の実施などについて検討します。

生ごみの発生抑制・資源化

生ごみについては、分別排出及び資源化施設による堆肥化が困難であることから分別収集は行っていませんが、既存の生ごみ処理機の購入補助金制度を継続・発展させ、発生源における発生抑制や資源化を強化していきます。

市民や事業者が取り組み易いリサイクルの仕組みづくり

資源化を推進していくためには、市民の協力が不可欠であることから、資源化に取り組みやすい制度や仕組みの整備が重要です。
そのため、市民や事業者が参加しやすい仕組みづくりを推進します。

ごみ有料化の検討

ごみの排出者責任を明確にするとともに、排出量に応じた費用の負担を求めるごみ有料化は効果的な減量化施策と考えられています。

原則的には現在の体制を維持するものとしませんが、本計画に基づく減量化・資源化施策の進捗状況等によっては、適正なごみ処理手数料等について随時検討し、必要に応じて見直しを図るものとしします。

第6節 将来ごみ量の計画値

本市の将来ごみ量の目標として、前項で示した施策などにより、平成27年度の1人1日平均排出量を1,018g/人日とすることを目指します。

表3-6-1 本市における将来ごみ量の計画値

区 分		単位	年 度				
			H19 実績	H22	H27	H34	
人口等	(1) 行政区内人口	人	41,127	39,394	36,914	33,874	
	(2) 計画収集人口	人	41,127	39,394	36,914	33,874	
	(3) 自家処理人口(1)-(2)	人	0	0	0	0	
年 量	(4) ごみ排出量	t/年	16,253	15,772	13,718	12,565	
	(5) " (燃やすごみ)	t/年	10,438	9,535	7,954	7,211	
	(6) " (燃やさないごみ)	t/年	632	517	395	301	
	(7) " (粗大ごみ)	t/年	320	306	277	252	
	(8) " (資源ごみ)	t/年	3,126	3,893	3,817	3,640	
	(9) " (直接搬入ごみ)	t/年	1,737	1,521	1,275	1,161	
	(10) " (集団資源回収)	t/年	0	0	0	0	
	1人1日平均排出量	(11) 1人1日平均排出量	g/人日	1,082.71	1,096.95	1,018.14	1,016.18
		(12) " (燃やすごみ)	g/人日	695.34	663.10	590.36	583.21
		(13) " (燃やさないごみ)	g/人日	42.10	35.99	29.31	24.34
(14) " (粗大ごみ)		g/人日	21.32	21.29	20.53	20.38	
(15) " (資源ごみ)		g/人日	208.24	270.78	283.28	294.37	
(16) " (直接搬入ごみ)		g/人日	115.71	105.79	94.66	93.88	
(17) " (集団資源回収)		g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	
家庭系・事業系の別	(18) 家庭系・事業系の別(年間)	t/年	16,253	15,772	13,718	12,565	
	(19) 家庭系ごみ量	t/年	11,982	12,022	11,132	10,111	
	(20) 事業系ごみ量	t/年	4,271	3,750	2,586	2,454	
	(21) 家庭系・事業系の別(原単位)	g/人日	1,082.71	1,096.95	1,018.14	1,016.18	
	(22) 家庭系ごみ原単位	g/人日	798.19	836.18	826.20	817.71	
	(23) 事業系ごみ原単位	g/人日	284.52	260.77	191.94	198.47	
	(24) 事業系ごみの占める割合	%	26.28%	23.77%	18.85%	19.53%	
減量化指数(H19:1,083g/人日を100とする)			100	101	94	94	
処理内訳	(25) 破碎・選別処理量	t/年	3,068	2,799	2,487	2,267	
	(a) 可燃性資源化不適物	t/年	950	808	718	655	
	(b) 不燃性資源化不適物	t/年	538	532	473	431	
	(c) 資源物引渡量	t/年	1,580	1,459	1,296	1,181	
	(26) 焼却処理量	t/年	12,172	11,363	9,578	8,692	
	(27) 焼却灰量	t/年	2,230	1,995	1,682	1,526	
	(28) 焼却灰資源化量(スラグやIEM等)	t/年	11	16	16	16	
	(29) 直接資源化量	t/年	1,963	2,418	2,371	2,261	
	(30) 総資源化量	t/年	3,554	3,893	3,683	3,458	
	(31) 選別残渣埋立量(不燃残渣)	t/年	538	532	473	431	
	(32) 直接最終処分量	t/年	0	-	-	-	
	(33) 最終処分量	t/年	2,768	2,527	2,155	1,957	
	(34) 最終処分容量	m ³ /年	3,386	3,085	2,628	2,387	
	(35) 保内町最終処分場埋立容量	m ³ /年	525	500	-	-	
	(36) 累積容量	m ³ /年	8,737	10,237	11,000	11,000	
(36) 残余容量	m ³ /年	2,263	763	0	0		
(37) 最終処分委託量	m ³ /年	2,861	2,585	2,628	2,387		

第7節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの発生量や性状を考慮し、効率的かつ経済的な処理方法を確立するため、収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画について、それぞれ定めるものとします。

1 収集・運搬計画

- (1) ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域的な偏りの無い、効率的で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより市民サービスの向上を図ります。
- (2) ごみの収集・運搬は、ごみステーション(集積所)方式を基本し、現在戸別方式となっている地域も現況に応じたステーション方式への転換を図り、直営及び委託業者により行うものとします。
また、ごみの分別区分及び収集回数は原則的に現行制度を維持するものとしませんが、必要に応じて見直しを図るものとします。
- (3) 感染性廃棄物などの特別管理廃棄物については、本市施設では処理できないことから、事業者の責任において収集専門業者、中間処理専門業者、最終処分専門業者に委託し、適正処理を実施するものとします。
- (4) 収集・運搬するごみの種類については、資源化設備や人的体制などに関係するため、容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討していきます。

2 中間処理計画

中間処理については、最終処分される量を可能な限り低減することを目標とし、現在の中間処理システムから広域エネルギー回収推進施設による処理に転換していくことを前提として、ごみの適正処理を継続していきます。

さらに、効率的かつ経済的な処理を実施するため、新技術も含めた、あらゆる手段を検討しながら、中間処理施設の適切な維持管理に努めるものとします。

焼却処理施設

本市から発生する可燃ごみは、八幡浜南環境センターごみ焼却施設において効率的に焼却処理しています。

なお、八幡浜南環境センターごみ焼却施設は地元住民との協定により、平成 24 年度末が使用期限となっていることから、民間委託による処理や、西予市及び伊方町との広域処理施設としてのエネルギー回収推進施設の整備を含む様々な手段を検討します。

表 3-7-1 八幡浜南環境センターごみ焼却施設の概要

項 目	内 容	
施 設 名 称	八幡浜南環境センター ごみ焼却施設	
施 設 所 管	八幡浜市	
所 在 地	愛媛県八幡浜市若山 9 - 4 0	
着 工 年 月	平成6年 9月	
竣 工 年 月	平成9年 3月	
敷 地 面 積	14,284 m ²	
焼 却 設 備	処 理 能 力	84 t / 日 (42t/24h × 2 炉)
	受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式
	燃 焼 設 備	准連続ストーカ式焼却炉
	排ガス処理設備	バグフィルタ

リサイクルプラザ設備

不燃・粗大ごみについては、八幡浜南環境センター内に併設されており、磁選機等により資源物を選別した後、資源物は資源回収業者に引き渡して再資源化されています。

将来的にも経済的かつ効率的な資源化処理を実施していくため、既存のリサイクルプラザによる処理の他、広域化施設の整備も含めた様々な検討を行っていきます。

表 3-7-2 八幡浜南環境センターリサイクルプラザの概要

項 目	内 容
施 設 名 称	八幡浜南環境センター リサイクルプラザ
施 設 所 管	八幡浜市
所 在 地	愛媛県八幡浜市若山 9 - 4 0
着 工 年 月	平成6年 9月
竣 工 年 月	平成9年 3月
処 理 能 力	11t/5h
選 別 設 備	磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、風力選別機
圧 縮 設 備	金属圧縮機

資源ごみ選別施設

資源ごみ選別施設についても、八幡浜南環境センター内に併設されており、手選別により資源物を選別した後、資源物は資源回収業者に引き渡して再資源化されています。

表 3-7-3 八幡浜南環境センターリサイクルプラザの概要

項 目	内 容
施 設 名 称	八幡浜南環境センター 資源ごみ選別施設
施 設 所 管	八幡浜市
所 在 地	愛媛県八幡浜市若山 9 - 4 0
着 工 年 月	平成14年 5月
竣 工 年 月	平成15年 2月
処 理 能 力	4.9t/5h
選 別 対 象	かん（A系統）：スチール缶、アルミ缶 びん（B系統）：無色びん、茶色びん、その他のびん ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装（C系統） ：PETボトル、その他プラ、発泡スチロール
圧 縮 設 備	金属圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機、プラスチック製容器包装圧縮梱包機、発泡スチロール溶融減容機

3 最終処分計画

最終処分計画の策定にあたっては、年度ごとにごみの排出抑制、資源化・再生利用や、中間処理などによる減量化及び減容化を勘案し、最終処分の対象となる処理残渣等を予測し、計画的に処分する必要があります。

なお、最終処分場はごみ処理事業を完結させるため必要な施設であり、八幡浜南環境センターから発生する焼却灰及び不燃残渣は、一般廃棄物最終処分場にて最終処分を行っています。

表 3-7-4 八幡浜一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	八幡浜一般廃棄物最終処分場
施 設 所 管	八幡浜市
所 在 地	愛媛県八幡浜市保内町喜木津 1 番耕地 3 8 番地外
埋 立 期 間	15年間
敷 地 総 面 積	26,249 m ²
埋 立 面 積	2,300 m ²
埋 立 容 量	11,000 m ³
埋 立 方 式	管理型
埋 立 対 象 物	焼却残渣、一般不燃埋立物
水 処 理 能 力	15m ³ / 日
水 処 理 方 式	原水 調整槽 脱カルシウム 接触曝気 脱窒素 砂ろ過 活性炭吸着 滅菌 放流

第 8 節 ごみの処理施設の整備に関する事項

現在、本市では西予市及び伊方町の可燃ごみを受け入れて焼却処理を行っていますが、八幡浜南環境センターごみ焼却施設が平成 24 年度末で稼働後 15 年となり、地元住民との協定による使用期限を迎えることから、早急に民間委託による処理または広域エネルギー回収推進施設等に更新することなどを検討する必要があります。

1 エネルギー回収推進施設の整備方針

可燃ごみを経済的かつ効率的に処理するため、エネルギー回収推進施設として整備することを検討します。

また、施設運用時には特にダイオキシン類等の有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理などにより、廃棄物の適正な処理に努めます。

(1) 循環型社会形成推進交付金によるエネルギー回収推進施設の要件

循環型社会形成推進交付金は、廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進し、広域的かつ総合的な廃棄物処理施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的として創設されました。

なお、同交付金の対象施設としてエネルギー回収推進施設を整備する場合には、発電や高温蒸気または温水供給等のエネルギー回収を行うと同時に、焼却灰のスラグ化設備等により資源として有効利用を図ることも検討する必要があります。

(2) 運転管理の検討

施設を確実に運用するためには、安全で適正な運転・管理を維持していくことが求められます。

そのため、新施設を整備する場合においては、本市直営による運転管理だけではなく、長期包括的運営委託等の様々な運営形態を検討する必要があると考えられます。

表 3-8-1 施設管理運営形態の概要

区分	管理委託制度	業務委託制度 (長期包括委託含む)
制度の概要	委託と受託という法律・条例に根拠を持つ公法上の契約関係である	「私法上の契約関係」契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託となる
位置付け	・権限の委任代理	・サービスの提供
受託者	・地方自治体の出資法人のうち一定要件を満たすもの(1/2以上出資等) ・公共団体(土地改良区等) ・公共的団体(農協、生協、自治会等)	・限定されない ただし、長・議員については禁止規定がある(地方自治法92条の2、142条)
業務の範囲	・指示された施設サービスの提供 ・施設の維持管理	・契約範囲内で様々なサービスを提供する
契約の形態	・委託契約	・委託契約
料金の帰属	・基本的に委託者(条件により異なる)	・委託者
メリット	・受託者との連携を図りやすく、委託者の意向を施設の管理運営に的確に反映できる	・地自法上の規制がないため、必要であれば委託者の自由な判断で委託することができる ・契約条件により、公権力の行使や意思決定、自治体の政策や意向を発揮した事業展開も可能である
デメリット	・処分性のある行為「使用の許可」などは認められず、施設の一元的な管理ができないため、経費の節減に限界がある	・契約範囲内での業務委託となるため契約条件次第では民間のノウハウが活かされにくくなる可能性もある ・他の制度と比較し、ややコストが高くなる場合もある

第9節 その他のごみの処理に関し必要な事項

1 適正処理困難物等の対応方針

本市で受け入れしないごみは、適正処理困難物として厚生大臣から指定(「一般廃棄物の指定についての厚生省水道環境部長通知：平成6年6月20日付衛環197号」)を受けた4品目のうち、家電リサイクル法の対象となったテレビと冷蔵庫等を含め、本市施設では適正な処理が困難であるために指定する品目を定めており、現在は表3-2-9(p.13)に示すものとします。

なお、適正処理困難物は原則として受け入れないものとし、これらの品目はできる限り販売店や製造業者等に依頼して処理する方針となっており、将来的にも同様とします。

2 特別管理一般廃棄物の対応方針

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法第2条第3項により、「一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」として、次のものが定められています。

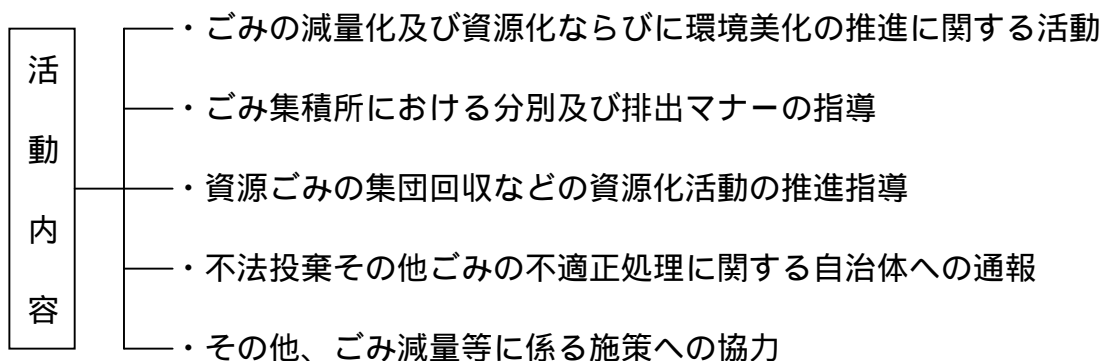
- 1 PCBを使用する部品(廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受像機、廃電子レンジ)
- 2 ごみ処理施設からのばいじん(集じん施設で集められたもの)又はその処理物(溶融、焼成処理等除く)。また、ダイオキシン類特別措置法(特措法)廃棄物焼却炉の廃棄物でダイオキシン類含有量基準(3ng/g)を超えるもの。
〔・廃棄物焼却炉からのばいじん・燃え殻・その処理物
・同上排ガス洗浄施設からの汚泥又はその処理物〕
- 3 病院・診療所等から生じた感染性廃棄物

これら特別管理一般廃棄物については、法令により規定された適正な処理を行うものとします。

なお、特に感染性廃棄物のうち、各医療機関から排出される事業系医療廃棄物については、各医療機関の責任において専門の処理業者に委託して処理を行うものとしており、将来的にも同様とします。

3 廃棄物減量等推進審議会制度等の活用

廃棄物処理法第5条の8に規定されている廃棄物減量等推進員は、主に地域における市民活動の発展・充実・推進等を目的としたものであり、主な活動内容としては以下のものが考えられます。



集団資源回収などの市民活動による、地域におけるリサイクル活動の推進は大きな課題となっています。

また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集等の実施に伴い、ごみの分別区分が細分化されつつあり、適正なごみの排出方法について市民に対して適宜指導を行い、協力を要請することが必要となっています。

これらの活動を行う廃棄物減量等推進員制度は非常に効果的な制度であり、市民活動の推進、施策への協力要請を行う制度であり、今後もこれらの制度の活用を検討していく方針です。

4 不法投棄対策に関する事項

地域の環境美化推進については、市民とともに積極的な取り組みを行っているところですが、あわせて廃棄物の不法投棄についても監視を行い、不法投棄に対しては、市民パトロールの実施や看板設置等の対策を講じていくものとします。

なお、ごみ処理費に関する手数料の見直しの際には、不法投棄の増加の懸念もあるため、適正な料金設定と不法投棄に対する強化措置をあわせて検討する必要があります。

5 災害発生時における廃棄物処理の基本方針

災害時において一時集積場所を必要とする場合には、公民館・公園などの公共的な場所の活用も検討していきます。

また、中間処理は八幡浜南環境センターにて行いますが、施設の被災状況から稼働不能な場合、もしくは処理能力の不足が生じる場合には、近隣自治体のごみ処理施設や民間の廃棄物処理施設へ処理を依頼していくことも検討します。

このため、地域内にて災害廃棄物を処理しきれない状況も想定しながら、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制の構築を図っていくものとします。

6 地球温暖化防止に関する基本方針

一般廃棄物処理に関する地球温暖化対策としては、3Rの推進による焼却量の抑制や燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用するごみ発電やバイオマスエネルギーの利用によって、化石燃料の使用量を抑制することが考えられます。

その他、八幡浜市の一般廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の発生量を把握し、地球温暖化防止のために温室効果ガスの排出量削減目標を定めることなどを検討します。